

令和元年度
健康こども部

子育て支援課事業計画



母子保健に関する統計（H30年度）

- ▶ 出生数 992人
- ▶ 母子健康手帳発行数 994件
- ▶ 新生児訪問実施件数 1,072件
- ▶ 妊婦保健指導件数 1,254件

子育ての経済的支援

- ▶ 児童手当 支給額 2,067,255,000円
 支給対象児童数 16,174人
- ▶ 児童扶養手当 支給額 475,360,640円
 受給資格者数 1,218人
- ▶ 子ども医療費 支給額 439,081,064円
 支給件数 259,844件 支給対象児童数 18,570人
- ▶ ひとり親医療費 支給額 19,114,185円
 助成者数 804人 支給資格者数 4,009人

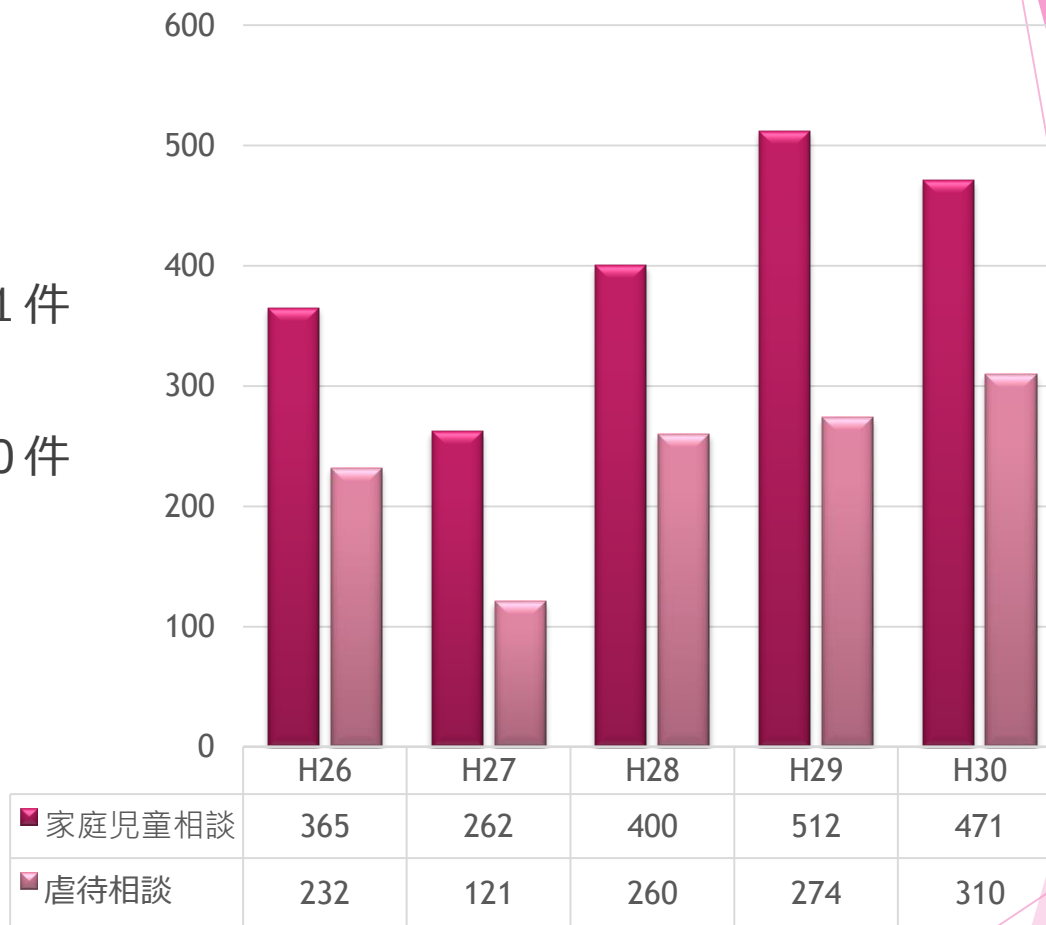
計 3,000,810,889 円

家庭相談の対応件数（5カ年比較）

平成30年度件数
(実人数)

▶ 家庭相談 471件

▶ 児童虐待
対応事案 310件

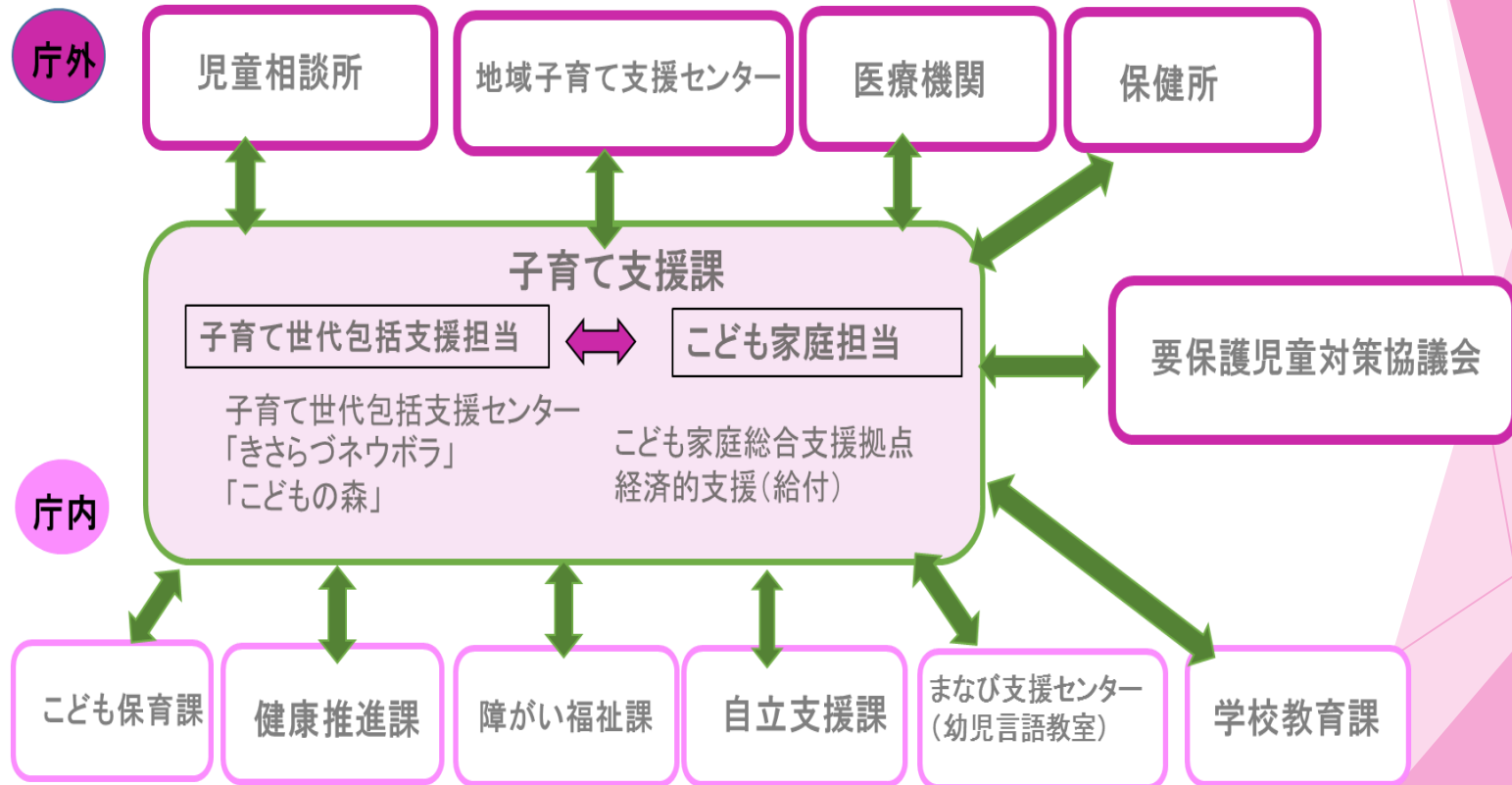


▶ DV相談のべ122件



子育て支援課のキーワードは「連携」

子育て支援課は、他課・他機関と**連携**しながら子育て支援を実施します



令和元年度 子育て支援課事業実施計画

事業名		事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
母子保健	きさらづネウボラ相談窓口	妊娠・出産・子育てに関する相談（来所・電話）	← 随時 →											
	母子健康手帳交付と支援プラン作成	妊娠初期から子どもが就学するまでの、母と子の一貫した健康記録として活用する	← 随時 →											
	妊婦健康相談	妊娠中の心配ごとに電話面談などで相談に応じる。	← 随時 →											
	プレママ講座	初妊婦を対象とした講座（もく浴指導、産後の生活、子育て支援サービスの紹介など）	← 初妊婦対象（週1回開催） →											
	新生児・妊産婦訪問指導 乳児家庭全戸訪問事業	新生児・妊産婦を対象に家庭訪問もしくは電話相談により保健指導・育児支援を行う	← 随時 →											
	産後ケア事業	産科医療機関を活用した産後ケア事業	← 随時 →											
	妊婦・乳児健康診査	妊婦・乳児に一定数の受診票を交付し、医療機関等で健康診査を勧奨し、健康管理の向上を図る	← 随時 →											
	赤ちゃん広場	生後3ヶ月ごろまでの母子を対象とした集まりの場、必要時育児相談、身体計測を実施	← 適切な時期（妊婦1人14回・乳児1人2回） →											
	養育医療	身体の発育が未熟なまま出生し入院治療が必要な乳児に対して、療育に必要な医療の給付を行う	← 随時 →											
子育て支援	こども相談	子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、子どもの発達にあった場所へつなげていく（個別相談）	← 週1回 →											
	親子教室	1歳6ヶ月から2歳6ヶ月までの親子教室、2歳6ヶ月以降の児を対象とした親子教室を開催し、子どものかわり方を学ぶ教室。	← 月2回 →											
	保育園・幼稚園等巡回相談	保育園・幼稚園に対して、巡回相談を実施。（H30年度はモデル事業として6園で実施）	← 保育園3園。幼稚園3園に対して実施 →											
	ファミリーサポート事業	地域で子育てを助け合う有償の総合援助活動（社会福祉協議会委託事業）	← 随時 →											
	子育て短期支援事業	一時的に養育が困難になった場合の一時預かり（1歳から小学校6年生まで）	← 随時 →											
	家庭児童相談	子育てに関する悩み（虐待相談、性格の悩み、行動面の悩みなど）についての相談に応じる（18歳以下）	← 随時 →											
給付事業	児童手当	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給。	← 随時 →											
	児童扶養手当	離婚によるひとり親世帯等、父や母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、そのひとり親・養育者に対して支給。	← 随時 →											
	子ども医療費助成	中学校3年生までの子どもの保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療を要する子どもの疾病にかかる医療費の助成。	← 随時 →											
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図り、ひとり親家庭の自立を図るため保険診療の範囲内で医療費の一部を助成。	← 随時 →											
	遺児福祉基金の運用及び遺児手当	企業や個人から寄せられた寄付をもとに、一般遺児（自死遺児、災害遺児及び病死遺児等）に、遺児福祉手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に基金を設置し、運用。	← 随時 →											
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付け	ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに、生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、千葉県の貸付け制度の相談を受けると共に、受付に関する事務を行う。	← 随時 →											